

第22期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時

（受付開始予定時刻：午前9時）

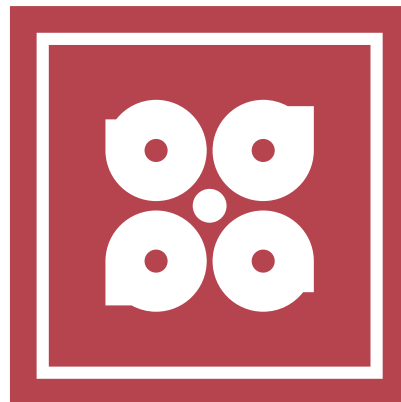


開催場所

東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
8階大ホール

<決議事項>

- 議案 第1号議案：剰余金の処分の件
第2号議案：監査等委員でない
取締役5名選任の件



AP HOLDINGS

株式会社エー・ピーホールディングス

証券コード：3175

株 主 各 位

証券コード 3175
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

東京都港区高輪三丁目25番23号
京急第2ビル1F

株式会社エー・ピーホールディングス
代表取締役
社長執行役員CEO **野 本 周 作**

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第22期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ap-holdings.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えてインターネット又は書面の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月26日（月曜日）午後6時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター8階大ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	(1) 報告事項： 1. 第22期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第22期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 (2) 決議事項： 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次に掲げる事項につきましては、電子提供措置事項のうち、法令及び定款第15条の規定に基づき、下記ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面には記載しておりません。
<https://ap-holdings.jp/ir/>
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保する体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」従って、本書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後6時50分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後6時50分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2023年6月26日（月曜日）午後6時50分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みください。ご了承いただいたものとさせていただきます。
- 本サイトにアクセスする場合は、Webブラウザを起動してください。

その他の案内

- 本サイトに通知等の電子送付と併せて有価証券の届出受付書はご入力をクリックしてください。
- 本サイトに通知等の電子送付についてお申し込みを済ませた上で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更（電子送付の宛先の変更）を行う場合は、Webブラウザを起動してください。
- 住所変更や郵便番号変更などの情報更新のご依頼はご入力をクリックしてください。

・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
- 電子メールによりお届に通知が送付されている株主様の場合は、お届に通知電子メール本文に記載されています。

議決権行使コード:

・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

●本サイトに登録したパスワードを忘れた場合は、パスワードを再入力してください。- 本サイトに登録したパスワードは、お届に通知電子メール本文に記載されています。
- 本サイトに登録したパスワードは、お届に通知電子メール本文に記載されています。

議決権行使書用紙に記載されたパスワード:

ご登録のパスワード:

パスワードの再入力:

パスワードの再入力:

パスワードの再入力:

パスワードの再入力:

・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の配当につきましては、期末の財務状況を踏まえ、誠に遺憾ながら普通株式につきましては、引き続き無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当の一部を実施いたしたいと存じます。優先株式の配当金は累積型となっており、配当金が定款に定める優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積することになります。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他資本剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

①A種優先株式 1株につき 11,073.25円 総額 11,073,250円

②B種優先株式 1株につき 6,422.49円 総額 1,926,747円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

現在の監査等委員でない取締役5名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び各自の専門性の高い分野等を総合的に検討した結果、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位
1	よ ね や ま ひ さ し 米 山 久	代表取締役 会長兼ファウンダー 再 任
2	の も と し ゅ う さ く 野 本 周 作	代表取締役 社長執行役員CEO 再 任
3	さ と み じ ゅ ん こ 里 見 順 子	取締役 上席執行役員 再 任
4	た か し ま ふ み お 高 島 郁 夫	社外取締役 再 任 社 外 独 立
5	な か せ か ず と 中 瀬 一 人	社外取締役 再 任 社 外 独 立

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1 再 任	 よね やま ひさし 米 山 久 (1970年11月9日生)	1999年11月 (株)ビーマインド 入社 2001年10月 (有)エー・ピーカンパニー (現当社) 設立 代表取締役社長 2013年 6 月 (株)新得ファーム 代表取締役 (現任) 10月 (株)カゴシマバンズ 取締役 (現任) 2015年10月 MTRインベストメント(株)代表取締役 (現任) 2020年 6 月 当社 代表取締役 社長執行役員CEO 2022年11月 当社 代表取締役 会長兼ファウンダー (現任) (株)地頭鶏ランド日南 取締役 (現任)	普通株式 5,635,400株
■ 取締役候補者とした理由 米山久氏は、当社の創業者であり、当社及びグループ会社の成長を牽引し、長年にわたり代表取締役社長として経営を指揮してきた実績や豊富な経験を有しており、企業価値の向上に貢献しております。2022年11月より代表取締役会長として当社のグループ戦略の実現を図り、グループ全体の監督を適切に行っております。このことから当社グループの経営に適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2 再 任	 の も と し ゅ う さ く 野 本 周 作 (1978年1月13日生)	2001年 4 月 松下電工(株) (現パナソニック(株)) 入社 2011年 6 月 (株)ローランド・ベルガー 入社 2013年 9 月 (株)ポジティブドリームパーソンズ 入社 2016年11月 同社 執行役員 2017年 6 月 (株)デコルテ (現(株)デコルテホールディングス) 入社 2018年 8 月 当社 入社 執行役員 海外・新規事業本部長 兼 生産流通統括本部長 2020年 1 月 当社 執行役員 九州塚田農場事業本部長 兼 海外・新規事業本部長 兼 生産流通統括本部長 2020年 6 月 当社 取締役執行役員COO 2022年 6 月 当社 取締役上席執行役員COO 2022年11月 当社 代表取締役 社長執行役員CEO (現任)	普通株式 18,000株
■ 取締役候補者とした理由 野本周作氏は、当社入社後より海外・新規事業と生産事業、外食事業の統括を行うなど、事業全般の業務執行に重要な役割を担ってきており、当社グループの成長に貢献しております。また2022年11月より代表取締役社長としてグループ経営戦略の策定・推進を担っており、当社取締役として適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3 再 任	 さと み じゅん こ 里 見 順 子 (1972年7月11日生)	2004年 6 月 (株)ヒヨキ 入社 2005年12月 当社 入社 2008年 3 月 当社 監査役 2009年 6 月 当社 企画広報部長 2011年 3 月 当社 取締役企画本部長 2018年 6 月 当社 取締役 2019年 6 月 (株)カゴシマバンズ 代表取締役 (現任) 2020年 6 月 当社 取締役執行役員 2021年 1 月 (株)平城苑 社外取締役 2022年 6 月 当社 取締役上席執行役員 (現任)	普通株式 65,000株
■ 取締役候補者とした理由 里見順子氏は、上記略歴、地位及び担当のとおり、主に企画部門の責任者としての任務を通じ、当社及びグループ会社の事業活動に関し、豊富な経験と高度の知識を有しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4 再 任 社 外 独 立	 たか しま ふみ お 高 島 郁 夫 (1956年5月20日生)	1979年 4 月 マルイチセーリング(株) 入社 1990年 7 月 (株)バルス (現(株)Francfranc) 設立 常務取締役 1992年 9 月 同社 代表取締役社長 2017年 2 月 同社 代表取締役社長執行役員 2018年 6 月 当社 社外取締役 (現任) 2020年 3 月 (株)Francfranc 代表取締役社長CEO 2021年 5 月 (有)BLUE WEDGE 代表取締役 (現任)	—
■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 高島郁夫氏は、(株)Francfranc (元(株)バルス) を創業し、国内有数の雑貨専門店に成長させた経営手腕に加え、上場、非上場化や、海外展開、数多くの事業改革を実行してきたご経験から、当社に有益なご助言や率直なご指摘を戴くことが、当社経営の意思決定の健全性・透明性に資すると考え、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5 再任 社外 独立	 な せ か ず と 中 瀬 一 人 (1980年4月19日生)	2004年 4 月 (株)エリアクエスト入社 2005年 8 月 (株)テレウェイヴ・リンクス入社 2007年 8 月 店舗サポートシステム(株)入社 2009年 4 月 ユナイテッド&コレクティブ(株)入社 2012年 6 月 同社取締役 2019年 4 月 エムライト(株) (現(株)ナカセ) 代表取締役 (現任) 2019年11月 (株)ナシエルホールディングス取締役 2020年 2 月 ホクトシステム(株)代表取締役 2022年 6 月 当社 社外取締役 (現任) 2022年 9 月 GOSSO(株)社外監査役 (現任)	—

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中瀬一人氏は、外食企業の店舗開発・出店投資判断の豊富な経験と実績を有しております。更に、CFOとして外食企業の株式公開の経験もあり、当社経営の意思決定の健全性・透明性に資すると考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 米山久氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 当社は、米山久氏が代表取締役を務めるMTRインベストメント(株)との間に研究宿泊施設利用取引において契約を締結しております。
3. 当社は、里見順子氏が代表取締役を務める(株)カゴシマバンズとの間に子会社保証契約を締結しております。
4. 高島郁夫氏及び中瀬一人氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は高島郁夫氏及び中瀬一人氏の間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本株主総会において両氏が選任された場合は、当社は両氏の間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、高島郁夫氏及び中瀬一人氏を東京証券取引所が定める独立性基準に基づき独立役員として届け出ております。本株主総会において両氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、米山久氏、野本周作氏、里見順子氏、高島郁夫氏及び中瀬一人氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、各氏が会社法第430条の2第1項に定める費用及び損失の全部又は一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

スキル・マトリクス

(取締役会メンバーのスキル・マトリクス)

	経営全般	ブランド・ 出店戦略	マーケティング	商品開発	ICT・DX	財務・会計	法務・ リスク管理	備 考
米山 久	○	○						指名報酬諮問委員会委員
野本 周作			○		○			
里見 順子			○	○				
高島 郁夫	○	○						指名報酬諮問委員会委員長
中瀬 一人		○				○		
姫野 彰							○	
田路 至弘							○	指名報酬諮問委員会委員 弁護士
福山 将史						○		公認会計士

(注) 各人の有するスキルのうち主なもの最大2つに○を附しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナのもと、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の景況等に十分注意する必要があります。

外食業界におきましても、コロナ禍での生活習慣の変化で夜間利用の戻りは鈍く、更にかつてない資源価格や原材料の仕入価格の高騰に加え、人件費の上昇等によって依然厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては消費環境の変化に対応し、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化に取り組んでおります。「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、DX化の推進による既存ブランドの再構築を行うことで、生産者との継続的な深い関わりに基づく商品力を基軸とした新たなビジネスに取り組むなど、専門店化への事業モデルの転換に努めております。

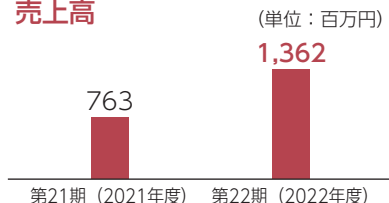
以上の結果、当連結会計年度の売上高は17,175百万円（前年度比114.8%増）、営業損失は1,734百万円（前年度は営業損失3,769百万円）、経常損失は1,103百万円（前年度は経常利益1,598百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,312百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純利益31百万円）となりました。

	第21期 (2021年度)	第22期 (2022年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	7,997	17,175	114.8%増
営業損失 (△)	△3,769	△1,734	－
経常利益又は経常損失 (△)	1,598	△1,103	－
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△)	31	△1,312	－

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

生産流通事業

売上高



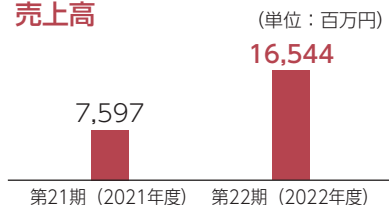
生産流通事業では、「生販直結モデル」の一部として、地鶏の生産事業及び、鮮魚・青果物などの生産並びに流通事業を行っております。食産業全般において、仕入価格の不安定化が事業課題になっておりますが、当社グループにおいては主要食材を当社グループ会社や安定した契約農家などから調達できることが事業の安定化につながっており、それが強みとなっております。

直近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う行動制限の解除によって販売事業の売上高が増加したことにより、地鶏の生産量や野菜の流通量は徐々に増加しており、加えて、地鶏のグループ外への販売も堅調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,362百万円（前年同期比78.5%増）、セグメント損失は12百万円（前年同期はセグメント損失202百万円）となりました。

販売事業

売上高



販売事業では、「生販直結モデル」の一部として、主に外食店舗を運営しております。

コロナ禍を通じて消費環境が大きく変化したこともあり、国内飲食事業では、まだコロナ前の水準にまで売上高が戻りきっておらず、回復途上ではあります。このような環境の中でも来るべき本格回復時期に売上高・利益を最大化するべく、様々な取り組みを進めてまいりました。

改めて産地や食材に向き合った商品の開発については、最も店舗数の多い豚田農場業態にて積極的な取り組みを進めました。

2022年11月には塚田農場創業15周年特別企画の第一弾として「地鶏一羽丸ごと参鶏湯鍋」を期間限定で投入することを発表、2023年1月には人気商品の「若鶏のチキン南蛮」のメイン食材である若鶏をこれまでの海外産から国内産に切り替えると共にレシピや食器までもリニューアルいたしました。加えて同年3月には、これまで宮崎や鹿児島を中心に培ってきた地域食材の発掘と商品化のノウハウを、他の地域・自治体のブランディングに展開する「全国のおいしいもの発掘プロジェクト」を発足、その第一弾として静岡県菊川市と同市の名産品である「深蒸し菊川茶」をはじめ、芽キャベツやトマトなどを用いた13品の“春のおすすめ”メニューを展開し、多くの反響をいただくことができました。世の中のメガトレンドを鑑みたキャンペーンの実施については、塚田農場業態にて、あえてアルコールを摂取しない前向きな選択「ソバークュリアス」の潮流に対応し、お酒を思わせる本格的な味わいのノンアルコールのハイボールやサワー類など、過去最多の全33種類をラインナップいたしました。またサステナビリティへの取組みとして、海の持続可能性を追求する四十八漁場業態において、天然のクロマグロの乱獲による環境負荷を低減させるべく、完全養殖クロマグロを再導入し、天然物に劣らぬ食味でご好評をいただいております。消費環境の劇変に対応し、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化と多様化に取り組んでおります。

デジタルを活用した生産性及び顧客体験価値の向上については、塚田農場業態のうち、宮崎県日南市・宮崎県日向市・鹿児島県霧島市を冠する店舗だけに導入していたモバイルオーダー（トレタO/X）や、スムーズな自社サイトにおける予約機能を北海道シントク町塚田農場や炭火焼鳥塚田農場などの派生業態にも拡大しております。また、店頭・卓上双方のサイネージやクラウドカメラ、配膳ロボットなど新しく世に出てきた技術へのトライアルも積極的に進めており、更なる生産性及び顧客体験の引き上げに取り組んでまいりました。

これらの取り組みにより中核である居酒屋業態の業績回復に取り組みつつ、コロナ前から取り組んできた焼鳥・寿司・串揚げなどの専門店業態の業績は当環境下でも堅調に推移しており、業績を牽引しています。2022年6月には生産者・目利き・料理人などの職人が連携して作る上質な専門店が集合する複合業態の2店舗目「アルチザンアパートメント赤坂」を出店しております。

加えて、海外飲食事業では普及価格帯の美人鍋業態をシンガポールとインドネシアで新規出店、中高級価格帯の焼鳥・串揚げ・和牛懷石などの専門店業態を香港とシンガポールに新たに出店し、各国におけるプレゼンスを高めております。

国内のみで展開する弁当事業も行動制限の緩和に伴う人流の回復による販売の回復とともに、卸売販売の開始やリーズナブルな価格帯をターゲットとしたセカンドブランド「つか弁」の投入などでコロナ前を凌ぐ月商を実現しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は16,544百万円（前年同期比117.7%増）、セグメント損失は1,722百万円（前年同期はセグメント損失3,567百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は513,250千円であり、主に販売事業における国内外での外食店舗の出店によるものです。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関より短期及び長期借入として2,444,500千円の資金調達を行いました。

また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末におけるコミットメントラインの総額は2,000,000千円で、借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「日本の食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、「生販直結モデル」の事業展開を通じて、第一次産業の活性化と高品質低価格の実現による、食産業における生産者、販売者、消費者のALL-WINの達成を目指しております。

① 販売戦略の再構築と事業エリアの選別

当社グループの販売事業は、地鶏と鮮魚をメインとする平均客単価4,000円前後の外食店舗（居酒屋）を、主に首都圏において展開しています。ここ数年、コロナ禍の影響もあり、既存店売上が低迷する中で本部経費が高止まり、収益力の低下を招く結果となりました。

この事態に対処するため、ブランド、店舗業態及び商品構成を、顧客や市場動向を分析しながら的確に行い、国内の既存店販売力を向上させます。また、新規事業・海外事業は事業展開の業態・エリアの選別を図り、選択と集中を果敢に実行することで業績向上を推進してまいります。加えて、宅配弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売などの外食以外の事業は、中期的な施策として中食や小売、通販などの販売形態の多角化を継続して検討していく方針です。また、売上高に見合う水準に本部経費の見直しを行うことなどにより、筋肉質の体制を構築してまいります。

② 提携産地の開拓と取組産業の拡充

当社グループの生産流通事業は、宮崎県、鹿児島県、北海道を主な提携産地として、畜産業（地鶏）及び漁業（鮮魚）を主な取組産業として自社生産及び流通を行っております。今後、全国の第一次産業の生産地と直接提携関係の構築を進めながら、卸売市場や仲卸を通さない漁業生産者との直接ネットワークの拡大と、取扱品目拡大の取り組みを継続していく方針です。

③ 店舗の収益性の維持、向上

外食業界においては、従前から低価格志向と景気が改善傾向にあることによる高価格志向の二極化の傾向が見られましたが、価格競争だけでなくサービス力や商品力のある高付加価値を提供している企業の収益は好調に推移しております。その中で当社グループの販売事業は、マーケット状況に応じた商品投入を図りながら生産情報などの付加価値を提供することで中価格帯とされる平均客単価4,000円前後を維持又は向上させる戦略をとる方針です。

④ 生産流通事業の収益性の維持、向上

当社グループの生産流通事業は、地鶏、青果物や鮮魚などの主要食材について、農漁業生産者との直接取引又は自社生産による中間流通コストの圧縮とともに、生産の過程で生じる余剰品や未利用品の商品化や「今朝獲れ便」による鮮度向上等の付加価値向上を行っております。今後、そのノウハウを活用し、外部の飲食店や小売店を対象とした卸売販売を強化していくことで、収益の拡大を図っていく方針です。

⑤ 衛生管理・環境問題対応の強化、徹底

食産業においては、食中毒や食品アレルギーなど食品事故の発生により、食品の安全性、商品表示の正確性に対する社会的な要請が強くなっております。また、食品ロスやプラスチックの廃棄など環境への配慮も強く求められております。当社グループの各店舗、事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査や生産子会社への監査及び外部検査機関による検査と改善を行います。加えて、商品表示・環境問題への啓蒙等を行うことで、今後も食産業に求められるコンプライアンス体制の強化を行っていく方針です。

⑥ 人材の確保及び教育の強化

当社グループでは、事業拡大において出店店舗数を増加させているとともに、販売促進に関して一定の権限を店舗スタッフに付与し、各自の判断でサービスを提供していることから、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少する中で、人材の確保及び教育を経営上の重要課題であると考えております。人材の確保については、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用及び管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針です。人材の教育については、人事本部を中心として社内教育体制の強化を図っております。

⑦ 生産流通体制の拡充

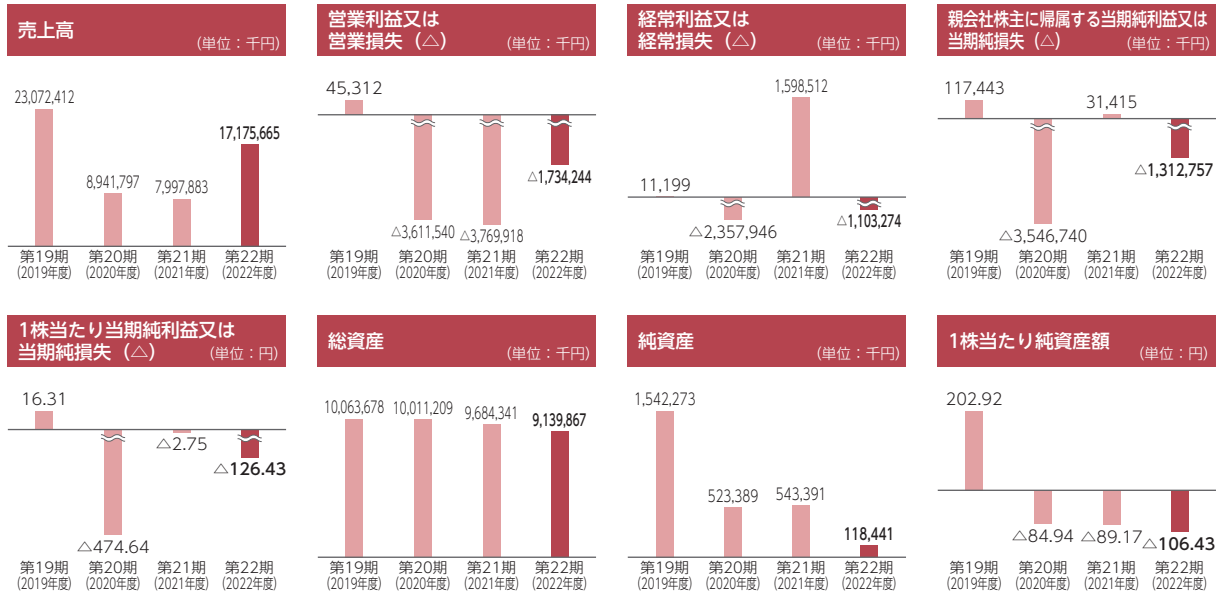
当社グループの生産流通事業における施設面、人材面の体制は、当社グループの事業規模に合わせて順次整備を行ってまいりました。一般的に生産面では計画から収穫・出荷までの生産期間、流通面では流通経路等の整備に相応の期間を要するため、中長期的な観点から、養鶏場や加工場、物流拠点などの施設管理と、農漁業や物流・加工などの専門知識、技術を有する人材の採用と教育を行っていく方針です。

⑧ 経営管理組織の充実

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様を始めとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、ダイバーシティを考えた組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査等委員会監査並びに監査法人による監査との連携を強化して、ガバナンスの強化を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

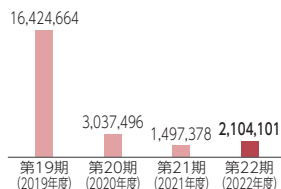
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



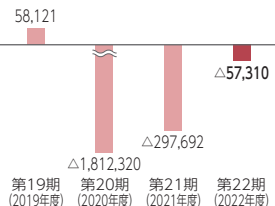
		第19期 (2019年度)	第20期 (2020年度)	第21期 (2021年度)	第22期 (当期) (2022年度)
売上高	(千円)	23,072,412	8,941,797	7,997,883	17,175,665
営業利益又は営業損失 (△)	(千円)	45,312	△3,611,540	△3,769,918	△1,734,244
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	11,199	△2,357,946	1,598,512	△1,103,274
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	117,443	△3,546,740	31,415	△1,312,757
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	16.31	△474.64	△2.75	△126.43
総資産	(千円)	10,063,678	10,011,209	9,684,341	9,139,867
純資産	(千円)	1,542,273	523,389	543,391	118,441
1株当たり純資産額	(円)	202.92	△84.94	△89.17	△106.43

② 当社の財産及び損益の状況の推移

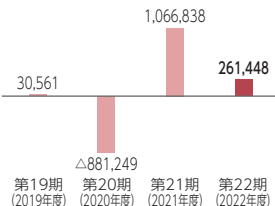
売上高
(単位：千円)



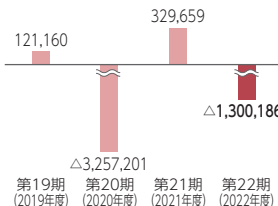
営業利益又は営業損失 (△)
(単位：千円)



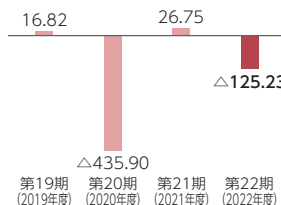
経常利益又は経常損失 (△)
(単位：千円)



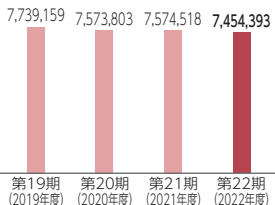
当期純利益又は当期純損失 (△)
(単位：千円)



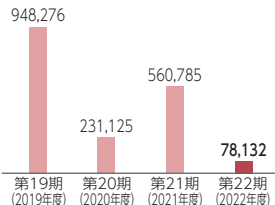
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)
(単位：円)



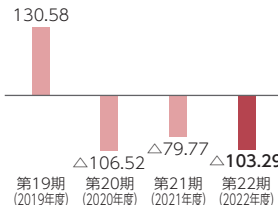
総資産
(単位：千円)



純資産
(単位：千円)



1株当たり純資産額
(単位：円)



		第19期 (2019年度)	第20期 (2020年度)	第21期 (2021年度)	第22期 (当期) (2022年度)
売上高	(千円)	16,424,664	3,037,496	1,497,378	2,104,101
営業利益又は営業損失 (△)	(千円)	58,121	△1,812,320	△297,692	△57,310
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	30,561	△881,249	1,066,838	261,448
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	121,160	△3,257,201	329,659	△1,300,186
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	16.82	△435.90	26.75	△125.23
総資産	(千円)	7,739,159	7,573,803	7,574,518	7,454,393
純資産	(千円)	948,276	231,125	560,785	78,132
1株当たり純資産額	(円)	130.58	△106.52	△79.77	△103.29

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
(株)エー・ピーカンパニー	1,000千円	100.0%	飲食店経営
(株)地頭鶏ランド日南	4,200千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
(株)新得ファーム	3,000千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
AP Company International Singapore Pte.,Ltd.	4,500,000SGD	100.0%	飲食店経営
(株)エーピーアセットマネジメント	10,000千円	100.0%	ファンドへの出資の募集及び運用
エー・ピー投資事業有限責任組合	185,048千円	50.0% (0.1%)	6次産業化事業体への投資
(株)カゴシマバンズ	31,500千円	74.25% (25.0%)	地鶏の飼育、加工、販売
新鮮組フードサービス(株)	20,000千円	100.0%	飲食店経営
AP Company USA Inc.	500,000USD	100.0%	飲食店経営
AP Company Kalakaua LLC	200,000USD	100.0% (100.0%)	飲食店経営
AP Bijinmen 1 LLC	200,000USD	100.0% (100.0%)	飲食店経営
(株)塚田農場プラス	20,000 千円	100.0%	弁当製造販売
AP Company Hong Kong Co.,Limited.	36,750,000HKD	100.0%	経営管理
AP Place Hong Kong Co., LTD.	14,700,000HKD	100.0%	飲食店経営
PT.APC International Indonesia	12,969,000千IDR	100.0% (99.0%)	飲食店経営
(株)リアルティスト	10,000千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営
(株)APスタンディングフーズ	5,000千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営
(株)AP B.CUE	10千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営
(株)AP Restory	10千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営

(注) 議決権比率の () 内は、間接所有割合で内数であります。

(11) 主要な事業内容

事業別	事業内容
生産流通事業	地鶏の生産、青果物の直接買入及び販売 他
販売事業	店舗における飲食店経営、ライセンス販売、弁当製造販売 他

(12) 主要な営業所及び工場

① 主要な営業所

業 態	店舗数	主要店舗
塚田農場など	84店舗	新宿東口店・梅田阪急東通店・あべのハルカス店・品川高輪店
四十八漁場・墨之米・なきざかななど	23店舗	池袋東口店・エキニア横浜店・川崎店・日本橋
希鳥・焼鳥つかだ・ やぎとりスタンダード・若どり屋	15店舗	渋谷店・中目黒店・銀座店・神田淡路町店
関根精肉店・芝浦食肉・平澤精肉店・ 裏の山の木の子など	13店舗	八王子店・大森店・川崎店
串亭	10店舗	恵比寿本店・日本橋三越前・渋谷ストリーム店
その他	36店舗	渋谷スクランブルスクエア店・新宿みやざき館KONNE店

② 主要な生産拠点

所在地	施設名	内 容
宮崎県日南市	養鶏場	みやざき地頭鶏の養鶏
	雛センター	種鶏の飼育、孵化
	処理場	食鳥処理
	加工場	食肉二次加工
宮崎県東諸県郡綾町	雛センター	種鶏の飼育、孵化
宮崎県日向市	養鶏場	みやざき地頭鶏の養鶏
宮崎県西都市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
北海道上川郡新得町	養鶏場	食鳥処理、食肉二次加工
鹿児島県霧島市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
	雛センター	種鶏の飼育、孵化

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

当期末従業員数	前連結会計年度末比増減
722 [774] 名	26 [379] 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を [] 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64 [5] 名	14 [1] 名	36.0歳	7.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を [] 外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額（千円）
(株)りそな銀行	1,428,740
(株)日本政策投資銀行	800,000
(株)商工組合中央金庫	670,240
(株)みずほ銀行	652,926
日本政策金融公庫	599,448

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,031,244株
 (自己株式数236,206株を除く。)

(内訳)

- ① 普通株式 12,029,944株
 ② A種優先株式 1,000株
 ③ B種優先株式 300株

(3) 株主数

- ① 普通株式 15,901名
 ② A種優先株式 1名
 ③ B種優先株式 1名

(4) 大株主

① 普通株式

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
米山 久	5,635	46.84
MTRインベストメント株式会社	675	5.61
オイシックス・ラ・大地株式会社	562	4.67
株式会社ONODERA GROUP	539	4.49
西 陽一郎	439	3.65
株式会社ヒラノ・アソシエイツ	219	1.83
石田 克史	219	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	209	1.74
ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合	193	1.60
株式会社NSK	109	0.91

(注) 持株比率は自己株式 (236,206株) を控除して計算しております。

② A種優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	1,000	100

③ B種優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
SB・A2号投資事業有限責任組合	300	100

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	23,000株	2名
取締役を兼務しない執行役員	37,000株	5名

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2022年8月10日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式の総数60,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ13,350千円増加しております。
- ② 2022年9月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数445,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ100,014千円増加しております。
- ③ 2023年3月1日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数1,428,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ325,029千円増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回新株予約権

当社は、2018年3月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社代表取締役（現：代表取締役会長）である米山久に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年3月26日に付与いたしました。

新株予約権の数	2,228個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	1,782,400円（新株予約権1個につき800円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 222,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 841円
新株予約権を行使することができる期間	2021年7月1日から2033年8月25日まで
増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の金額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の割当日	2018年3月26日

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第3回新株予約権

当社は、2018年3月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者である小嶋敏夫氏に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年3月26日に付与いたしました。

新株予約権の数	7,428個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	5,942,400円（新株予約権1個につき800円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 742,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 841円
新株予約権を行使することができる期間	2021年7月1日から2033年8月25日まで
増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の金額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の割当日	2018年3月26日

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」又は「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとする。
2. 受託者より新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
3. 受益者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、又は当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
代表取締役 会長兼ファウンダー	米 山 久	(株)エー・ピーカンパニー (株)地頭鶏ランド日南 (株)新得ファーム AP Company International Singapore Pte.Ltd. (株)カゴシマバンズ 新鮮組フードサービス(株) (株)塚田農場プラス PT.APC International Indonesia (株)リアルティスト (株)APスタンディングフーズ (株)AP B.CUE (株)AP Restory MTRインベストメント(株)	代表取締役 取締役 代表取締役 Director 取締役 取締役 取締役 Director 取締役 取締役 取締役 取締役 代表取締役
代表取締役 社長執行役員CEO	野 本 周 作	(株)エー・ピーカンパニー AP Company International Singapore Pte.Ltd. AP Company USA Inc. (株)塚田農場プラス AP Company Hong Kong Co.Limited PT.APC International Indonesia AP Place Hong Kong Co. LTD. (株)リアルティスト (株)APスタンディングフーズ 新鮮組フードサービス(株) (株)地頭鶏ランド日南 (株)AP B.CUE (株)AP Restory	代表取締役 Director VicePresident/Director 取締役 Director VicePresident Director Director 取締役 取締役 代表取締役 取締役 取締役 取締役
取締役 上席執行役員	里 見 順 子	(株)エー・ピーカンパニー (株)地頭鶏ランド日南 (株)カゴシマバンズ (株)エーピーアセットマネジメント (株)都農ワイン	取締役 取締役 代表取締役 取締役 取締役
取締役	高 島 郁 夫	(有)BLUE WEDGE	代表取締役
取締役	中 瀬 一 人	(株)ナカセ GOSSO(株)	代表取締役 社外監査役

地 位	氏 名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
取締役 (常勤監査等委員)	姫 野 彰	(株)エー・ピーカンパニー (株)地頭鶏ランド田南 (株)カゴシマバンズ (株)エーピーアセットマネジメント 新鮮組フードサービス(株) (株)塚田農場プラス (株)リアルテイスト PT.APC International Indonesia (株)APスタンディングフーズ (株)AP B.CUE (株)AP Restory	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 Commissioner 監査役 監査役 監査役
取締役 (監査等委員)	田 路 至 弘	岩田合同法律事務所 TANAKAホールディングス(株)	代表パートナー 社外監査役
取締役 (監査等委員)	福 山 将 史	福山公認会計士事務所 (株)ルーキー (株)セイムポート (株)ブロードバンドセキュリティ	所長 代表取締役 代表取締役 社外監査役

- (注) 1. 当社は、米山久氏が代表取締役を務めるMTRインベストメント(株)との間に研究宿泊施設利用取引契約を締結しております。
2. 当社は、里見順子氏が代表取締役を務める(株)カゴシマバンズとの間に子会社保証契約を締結しております。
3. 取締役高島郁夫氏、中瀬一人氏、姫野彰氏、田路至弘氏及び福山将史氏は社外取締役であります。
4. 当社は、取締役高島郁夫氏、中瀬一人氏、姫野彰氏、田路至弘氏及び福山将史氏について東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 情報収集及び取締役会以外の重要な会議の出席を継続的に行い、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員を置いております。
6. 監査等委員田路至弘氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査等委員福山将史氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当該事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
取締役（常勤監査等委員）杉谷仁司氏及び取締役（監査等委員）佐藤信之氏は、任期満了により2022年6月28日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役米山久氏、野本周作氏、里見順子氏、高島郁夫氏、中瀬一人氏、姫野彰氏、田路至弘氏及び福山将史氏と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項に定める費用及び損失の全額又は一部について当社が補償することとしております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する賠償、会社に関する賠償及びこれらに係る費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員を含む）であります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	5人 (2人)	66,735千円 (8,400千円)	2,274千円 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5人 (4人)	19,410千円 (16,410千円)	-
合 計 (うち社外取締役)	10人 (6人)	86,145千円 (24,810千円)	-

(注) 1. 上記の監査等委員である取締役の支給人員には、2022年6月28日開催の第21期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名を含んでおります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役員数は3名です。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月25日開催の第19期定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人給与を含みません）の範囲で取締役会にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は5名です。

また、上記の基本報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第21期定時株主総会において、監査等委員でない取締役2名に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は5名（うち、社外取締役2名）です。

なお、当社監査等委員である取締役5名の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、2020年6月25日開催の第19期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役員数は3名です。

(6) 役員の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬等は、月例の金銭による固定報酬である基本報酬のみとし、個人別の報酬等（基本報酬）の額は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各取締役の役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等がある場合には、業績連動報酬等に係る指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項なし。

4. 非金銭報酬等がある場合には、非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業績連動報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給することとし、指名報酬諮問委員会の答申を経た上で、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、取締役会決議により決定する。

なお、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了その他の正当な理由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項なし。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬制度や報酬水準については、取締役の個人別の報酬内容を含め、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名報酬諮問委員会において審査し、取締役会の決議により決定しております。指名報酬諮問委員会は、委員3名で構成され、その過半数は独立社外取締役で構成されております。

なお、指名報酬諮問委員会の委員長は、指名報酬諮問委員会の決議によって独立社外取締役である委員の中から選出しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について当社の役員報酬の目的等との整合性を含め総合的に審査を行った上で答申しており、取締役会はその審査・答申の内容を確認した結果から、役員報酬の目的等に沿うものであると判断しております。

8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

監査等委員の報酬水準については、監査等委員の個人別の報酬内容を含め、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名報酬諮問委員会において審査し、監査等委員会の決議により決定しております。

また、当事業年度に係る監査等委員の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について当社の役員報酬の目的等との整合性を含め総合的に審査を行った上で答申しており、監査等委員会はその審査・答申の内容を確認した結果から、役員報酬の目的等に沿うものであると判断しております。

以 上

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 高島郁夫	(有)BLUE WEDGE (代表取締役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 中瀬一人	(株)ナカセ (代表取締役) GOSSO(株) (社外監査役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 姫野彰	—	—
取締役 (監査等委員) 田路至弘	岩田合同法律事務所 (代表パートナー) TANAKAホールディングス(株) (社外監査役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 福山将史	福山公認会計士事務所 (所長) (株)ルーキー (代表取締役) (株)セイムボート (代表取締役) (株)ブロードバンドセキュリティ (社外監査役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	活動状況
取締役 高島郁夫	当事業年度に開催された取締役会全19回のうち19回に出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 中瀬一人	社外取締役就任後開催された取締役会全16回のうち16回に出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 姫野彰	社外取締役就任後開催された取締役会全16回のうち16回、監査等委員会全13回のうち13回に出席いたしました。過去内部監査と他上場会社の監査役としての経験に基づく専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、経営会議等において、各事業や部門の責任者に対して必要な発言を適宜行っております。更に、監査等委員会においては、議事の進行を含め議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 田路至弘	当事業年度に開催された取締役会全19回のうち19回、監査等委員会全15回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 福山将史	社外取締役就任後開催された取締役会全16回のうち16回、監査等委員会全13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（千円）	33,500
当事業年度に係る会計監査人の非監査証明業務に基づく報酬等の額（千円）	－
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（千円）	34,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載しております。(2023年4月27日付で一部改訂を行っております)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- ② 監査等委員である取締役の内少なくとも1名は、経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに基づき、適合しているか確認する。
- ③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人及び監査等委員会と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。監査結果については、定期的に代表取締役及び監査等委員会並びに経営会議へ報告する。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 文書管理部署の管理本部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- ③ 取締役会の下に毎月2回開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。
- ④ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、「関係会社管理規程」に基づき、当社又はグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備する。
- ② 内部監査室による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保する。
- ③ グループ会社各社に当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る体制を確保する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該取締役及び使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人などが監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役その他これらに準ずる役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに監査等委員会に報告する。なお、当社及びグループ会社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ② 監査等委員は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができる。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
- ② 監査等委員は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- ③ 監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査室から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- ④ 当社は、監査等委員の職務遂行上必要な費用を支弁するため、一定額の予算を設ける。また、監査等委員からその職務の執行について生じる費用に前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

7 業務の適正を確保する体制の運用状況

内部統制システムを適正に運用するために、当社は、基本方針に定める各項目について担当部署を定めた上で、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っております。内部統制委員会は管理本部長を委員長、内部監査室を事務局とし、関係者を招集し、監査等委員が毎回出席しています。

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査等委員会を15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、監査等委員ではない取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守の状況について監査いたしました。
- (3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。
- (4) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした文書やデータ管理・廃棄方法の更なる厳格化を図りました。
- (5) 取締役会にて、コーポレートガバナンス・コードについての対応状況に関する協議を行い、ガバナンス体制の現状と課題の共有に努めました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	3,823,740
現金及び預金	1,820,689
売掛金	838,124
棚卸資産	518,086
未収入金	137,188
その他	509,651
固定資産	5,313,392
有形固定資産	3,132,676
建物及び構築物	2,750,926
工具、器具及び備品	212,521
その他	169,227
無形固定資産	106,332
のれん	46,468
ソフトウェア	58,746
その他	1,118
投資その他の資産	2,074,383
投資有価証券	318,921
敷金及び保証金	1,445,452
長期前払費用	85,922
繰延税金資産	139,937
その他	89,543
貸倒引当金	△5,394
繰延資産	2,734
株式交付費	2,734
資産合計	9,139,867

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	4,618,801
買掛金	625,434
短期借入金	1,935,984
1年内返済予定の長期借入金	627,227
未払金	295,695
未払費用	631,302
未払法人税等	15,663
未払消費税等	354,120
その他	133,373
固定負債	4,402,625
長期借入金	4,261,540
繰延税金負債	21,772
その他	119,312
負債合計	9,021,426
(純資産の部)	
株主資本	49,167
資本金	50,000
資本剰余金	1,425,042
利益剰余金	△1,051,021
自己株式	△374,853
その他の包括利益累計額	△16,458
為替換算調整勘定	△16,458
新株予約権	7,724
非支配株主持分	78,007
純資産合計	118,441
負債純資産合計	9,139,867

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	17,175,665
売上原価	6,160,130
売上総利益	11,015,534
販売費及び一般管理費	12,749,779
営業損失 (△)	△1,734,244
営業外収益	
雇用調整助成金	334,867
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	187,559
受取利息及び配当金	478
持分法による投資利益	11,373
為替差益	58,939
協賛金収入	33,407
その他	179,136
	805,761
営業外費用	
支払手数料	18,231
支払利息	108,277
シンジケートローン手数料	14,500
株式交付費償却	2,983
その他	30,798
	174,790
経常損失 (△)	△1,103,274
特別利益	
固定資産売却益	8,000
	8,000
特別損失	
固定資産除却損	85,965
減損損失	116,011
その他	291
	202,267
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,297,541
法人税、住民税及び事業税	16,256
法人税等調整額	△147
	16,109
当期純損失 (△)	△1,313,651
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△893
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,312,757

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	548,254	320,990	△374,853	544,391
当期変動額					
新株の発行	438,394	438,394	－	－	876,788
資本金から剰余金への振替	△438,394	438,394	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△59,253	－	△59,253
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	－	－	△1,312,757	－	△1,312,757
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	876,788	△1,372,011	－	△495,223
当期末残高	50,000	1,425,042	△1,051,021	△374,853	49,167

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△86,348	△86,348	7,724	77,624	543,391
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	876,788
資本金から剰余金への振替	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△59,253
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	－	－	－	－	△1,312,757
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	69,890	69,890	－	382	70,272
当期変動額合計	69,890	69,890	－	382	△424,950
当期末残高	△16,458	△16,458	7,724	78,007	118,441

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 19社

連結子会社の名称

(株)エー・ピーカンパニー

(株)地頭鶏ランド日南

(株)新得ファーム

AP Company International Singapore Pte., Ltd.

(株)エーピーアセットマネジメント

エー・ピー投資事業有限責任組合

(株)カゴシマバンズ

新鮮組フードサービス(株)

AP Company USA Inc.

AP Company Kalakaua LLC

(株)塚田農場プラス

AP Bijinmen 1 LLC

AP Company Hong Kong Co., Limited.

PT.APC International Indonesia

(株)リアルティスト

AP Place Hong Kong Co., LTD.

(株)APスタンディングフーズ

(株)AP B.CUE

(株)AP Restory

(2) 非連結子会社の名称

時価発行新株予約権信託 (A01)

時価発行新株予約権信託 (A02)

時価発行新株予約権信託 (A03)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

(株)豊洲漁商産直市場

(株)都農ワイン

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

時価発行新株予約権信託 (A01)

時価発行新株予約権信託 (A02)

時価発行新株予約権信託 (A03)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちエー・ピー投資事業有限責任組合、PT.APC International Indonesiaの決算日は12月31日ですが、連結決算日での仮決算を行った計算書類を使用して、連結決算を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分総額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (イ) 商品、原材料
最終仕入原価法
- (ロ) 製品、仕掛品
月別総平均法

③デリバティブ

時価法によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

主として定率法によっております。但し、当社及び国内連結子会社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、以下の5ステップのアプローチに基づき、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

①販売事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、生産地・商品のブランドストーリーの創出と独自の企画開発を通じてブランド化された商品を、主に塚田農場（地鶏）、四十八漁場（鮮魚）等の中価格帯（客単価3,500円～4,500円）の外食店舗において、顧客感動満足を追求する独自の販促手法により付加価値を高めて販売しております。また弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売も行っております。

各種業態事業の経営において、主に店舗を利用する消費者を顧客としており、このような販売事業については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。

②生産流通事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、全国各地の潜在的な競争力を有しながら流通していない食材を選定し、その産地の生産者や行政と直接関係を構築の上で、現地法人を通じて食材の生産及び加工販売を行っております。また、物流コスト、鮮度、余剰部位、店舗納品頻度等、生産地と販売の双方の課題に対して、最適な流通ソリューションの提供を行っております。

当事業の経営において、主に小売業及び卸売業営む企業を顧客としており、このような生産流通事業については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引渡しした時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で定額法により償却しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金

③ヘッジ方針

借入金利の市場変動リスクを回避する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されたため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	5,313,392千円
減損損失	116,011千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、店舗事業を資金生成単位として資産グループを識別し、当該資金生成単位の使用価値を回収可能価額として測定しております。

この使用価値は、予算又は事業計画を基に、経営環境などの外部情報や、内部情報などを総合的に勘案し、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し算定しております。

使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中に見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	139,937千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	104,714千円
有形固定資産「その他」	70,185千円
合計	174,899千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	353,000千円
1 年内返済予定の長期借入金	27,876千円
長期借入金	106,474千円
合計	487,350千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 6,446,047千円

3. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	－千円
	2,000,000千円

4. 財務制限条項

当社グループは金融機関と貸出コミットメント契約及びシンジケートローン契約を締結しており、一部契約には主に純資産維持条項、利益条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度において多額の営業損失を計上したことで、当社が締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触いたしました。該当状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、期限の利益喪失の権利行使を行わないことに同意を得ております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	主な用途	種類	金額
東京都他	国内外食店舗 (計11店舗)	建物及び構築物	98,989
		工具、器具及び備品	14,536
		その他	2,485
		合計	116,011

当社グループは、原則として各店舗を基本単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件毎にてグルーピングしております。

その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉店の意思決定をしている店舗等、将来の収益性がないと判断した店舗について当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額116,011千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループの資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。固定資産の一部については使用価値に基づき回収可能価額を算定しており、将来キャッシュ・フローを8.42%の割引率で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	10,331,950	1,934,200	－	12,266,150
A種優先株式 (株)	1,000	－	－	1,000
B種優先株式 (株)	300	－	－	300

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	225,206	11,000	－	236,206

(注) 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得によるものであります。

3. 配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	50,410千円	50,410円96銭	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年6月28日 定時株主総会	B種優先株式	利益剰余金	8,843千円	29,476円71銭	2022年3月31日	2022年6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	資本剰余金	11,073千円	11,073円25銭	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年6月27日 定時株主総会	B種優先株式	資本剰余金	1,926千円	6,422円49銭	2023年3月31日	2023年6月28日

4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

5. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的とする株式の種類及び数

普通株式 965,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に販売事業を行うための店舗設備の投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、短期の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の借入金の一部に対し、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、財務部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし金利変動リスクの早期把握を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,820,689	1,820,689	－
(2) 売掛金	838,124	838,124	－
(3) 敷金及び保証金	1,445,452	1,285,671	△159,781
資産計	4,104,266	3,944,485	△159,781
(1) 買掛金	625,434	625,434	－
(2) 短期借入金	1,935,984	1,935,984	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	627,227	627,227	－
(4) 長期借入金	4,261,540	4,221,058	△40,481
(4) リース債務	22,417	22,598	180
負債計	7,472,603	7,432,303	△40,300

(注1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価開示の対象とはしていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※1)	267,069
組合出資金 (※2)	51,852

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第24項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,820,689	－	－	－
売掛金	838,124	－	－	－
合計	2,658,813	－	－	－

(注) 敷金及び差入保証金については、回収日が確定していないため、上表には記載していません。

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	627,227	2,476,656	229,990	235,332	228,060	1,091,499
リース債務	14,557	3,213	1,742	1,742	1,161	－
合計	641,784	2,479,870	231,733	237,075	229,222	1,091,499

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		1,285,671		1,285,671
長期借入金		4,221,058		4,221,058
リース債務		22,598		22,598
合計		5,529,328		5,529,328

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントとの関連は、以下の通りであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(千円)

	生産流通事業	販売事業	合計
外食店舗	－	14,473,549	14,473,549
中食販売	－	2,040,633	2,040,633
卸売販売	632,357	－	632,357
顧客との契約から生じる収益	632,357	16,514,182	17,146,540
その他の収益	－	29,125	29,125
外部顧客への売上高合計	632,357	16,543,307	17,175,665

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

外食店舗・中食販売は、「生販直結モデル」の一部として、生産地・商品のブランドストーリーの創出と独自の企画開発を通じてブランド化された商品を、主に塚田農場（地鶏）、四十八漁場（鮮魚）等の中価格帯（客単価3,500円～4,500円）の外食店舗等において、顧客感動満足を追求する独自の販促手法により付加価値を高めて販売しております。また弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売も行っております。

各種事業の経営において、主に店舗を利用する消費者を顧客としており、このような販売事業については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。

卸売販売事業は、「生販直結モデル」の一部として、全国各地の潜在的な競争力を有しながら流通していない食材を選定し、その産地の生産者や行政と直接関係を構築の上で、現地法人を通じて食材の生産及び加工販売を行っております。また、物流コスト、鮮度、余剰部位、店舗納品頻度等、生産地と販売の双方の課題に対して、最適な流通ソリューションの提供を行っております。

当事業の経営において、主に小売業及び卸売業営む企業を顧客としており、このような生産流通事業については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引渡しした時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	4,593	95,029

契約負債は、主に顧客からの前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,941千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当社グループ製品のライセンスの販売のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては注記の対象に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 △106円43銭
2. 1株当たり当期純損失 △126円43銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失	△1,312,757千円
普通株主に帰属しない金額	12,999千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	△1,325,757千円
普通株式の期中平均株式数	10,485千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,962,773	流動負債	2,926,651
現金及び預金	1,164,281	買掛金	11,635
売掛金	52,661	1年内返済予定の長期借入金	532,800
商品	7,201	未払金	97,988
前払費用	224,115	未払費用	419,028
関係会社短期貸付金	31,000	未払法人税等	2,721
関係会社立替金	4,519,595	未払消費税等	55,562
未収入金	94,865	預り金	13,950
貸倒引当金	△3,135,318	短期借入金	1,484,984
その他	4,370	関係会社短期借入金	150,000
固定資産	4,488,884	関係会社未払金	64,146
有形固定資産	2,138,712	前受収益	80,000
建物	1,918,176	その他	13,834
工具、器具及び備品	151,613	固定負債	4,449,609
その他	68,922	長期借入金	3,446,400
無形固定資産	53,094	関係会社事業損失引当金	928,808
ソフトウェア	53,094	資産除去債務	3,329
投資その他の資産	2,297,078	その他	71,070
投資有価証券	117,805	負債合計	7,376,260
関係会社株式	438,875	(純資産の部)	
関係会社出資金	48,487	株主資本	70,407
敷金及び保証金	1,152,344	資本金	50,000
関係会社長期貸付金	705,719	資本剰余金	1,425,042
長期前払費用	55,971	その他資本剰余金	1,425,042
繰延税金資産	76,660	利益剰余金	△1,029,781
貸倒引当金	△386,350	利益準備金	5,925
その他	87,564	その他利益剰余金	△1,035,706
繰延資産	2,734	圧縮積立金	13,895
株式交付費	2,734	繰越利益剰余金	△1,049,601
資産合計	7,454,393	自己株式	△374,853
		新株予約権	7,724
		純資産合計	78,132
		負債純資産合計	7,454,393

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,104,101
売上原価		361,196
売上総利益		1,742,905
販売費及び一般管理費		1,800,215
営業損失 (△)		△57,310
営業外収益		
雇用調整助成金	265,951	
受取利息及び配当金	15,726	
為替差益	37,988	
協賛金収入	33,407	
その他	82,999	436,073
営業外費用		
支払手数料	18,231	
支払利息	76,922	
シンジケートローン手数料	14,500	
株式交付費償却	2,983	
その他	4,675	117,313
経常利益		261,448
特別損失		
固定資産除却損	75,130	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,506,211	1,581,341
税引前当期純損失 (△)		△1,319,892
法人税、住民税及び事業税	2,721	
法人税等調整額	△22,427	△19,705
当期純損失 (△)		△1,300,186

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	資本金	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	－	548,254	548,254	－	15,468	314,190	329,659
当期変動額								
新株の発行	438,394	438,394	－	438,394	－	－	－	－
圧縮記帳積立金の取崩	－	－	－	－	－	△1,573	1,573	－
資本金から剰余金への振替	△438,394	－	438,394	438,394	－	－	－	－
準備金から剰余金への振替	－	△438,394	438,394	－	－	－	－	－
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て	－	－	－	－	5,925	－	△5,925	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△59,253	△59,253
当期純損失(△)	－	－	－	－	－	－	△1,300,186	△1,300,186
当期変動額合計	－	－	876,788	876,788	5,925	△1,573	△1,363,792	△1,359,440
当期末残高	50,000	－	1,425,042	1,425,042	5,925	13,895	△1,049,601	△1,029,781

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△374,853	553,060	7,724	560,785
当期変動額				
新株の発行	－	876,788	－	876,788
圧縮記帳積立金の取崩	－	－	－	－
資本金から剰余金への振替	－	－	－	－
準備金から剰余金への振替	－	－	－	－
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て	－	－	－	－
剰余金の配当	－	△59,253	－	△59,253
当期純損失(△)	－	△1,300,186	－	△1,300,186
当期変動額合計	－	△482,652	－	△482,652
当期末残高	△374,853	70,407	7,724	78,132

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………最終仕入原価法による原価法

(3) デリバティブ

時価法によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

但し、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、以下の5ステップのアプローチに基づき、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で定額法により償却しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金

(3) ヘッジ方針

借入金利の市場変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されたため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社立替金	3,135,318千円
関係会社長期貸付金	380,956千円
その他	5,394千円
貸倒引当金	3,521,669千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、保有する連結子会社向けの債権に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を貸倒引当金として計上しております。連結子会社の財政状態の悪化により支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上することにより、当社の計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	76,660千円
--------	----------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	4,382,543千円
----------------------------	-------------

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株)地頭鶏ランド日南	68,902千円
新鮮組フードサービス(株)	6,684千円
(株)塚田農場プラス	26,840千円
(株)カゴシマバンズ	21,597千円
(株)リアルテイスト	83,984千円
合計	208,007千円

3. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	－千円
	2,000,000千円

4. 財務制限条項

当社は金融機関と貸出コミットメント契約及びシンジケートローン契約を締結しており、一部契約には主に純資産維持条項、利益条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度において多額の営業損失を計上したことで、当社が締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触いたしました。当該状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、期限の利益喪失の権利行使を行わないことに同意を得ております。

5. 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債（注）	80,000千円
---------	----------

（注）貸借対照表のうち流動負債の「前受収益」に計上しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引（収入分）	1,623,473千円
営業取引（支出分）	15,616千円
営業取引以外の取引（収入分）	15,720千円
営業取引以外の取引（支出分）	3,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	225,206	11,000	－	236,206

（注）自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,199,978千円
資産除去債務費用	41,090千円
減損損失	47,022千円
関係会社株式評価損	841,669千円
税務上の繰越欠損金	674,356千円
その他	8,674千円

繰延税金資産小計 2,812,792千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △605,086千円

将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 △2,123,698千円

評価性引当額小計 △2,728,784千円

繰延税金資産合計 84,007千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △7,347千円

繰延税金負債合計 △7,347千円

繰延税金資産の純額 76,660千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称または 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	所属	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	米山 久	—	—	当社代表取締役会長兼 ファウンダー	(所有) 直接 46.84%	当社代表取締役会長兼 ファウンダー	第三者割当 増資 (注)	200,029	—	—

(注) 発行価格は、当該第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日である2022年9月13日における当社株式の終値449円といたしました。

(2) 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	(株)エー・ピー カンパニー	東京都 港区	1,000 千円	飲食店 経営	(所有) 直接 100%	役員の 兼任	経営指導料	336,980	関係会社 立替金	2,589,707
							業務委託契約料	484,870		
							資産転貸借料	310,310		
連結 子会社	(株)地頭鶏 ランド 日 南	宮崎県 日南市	4,200 千円	地鶏の飼育 加工、販売	(所有) 直接 100%	役員の 兼任	債務証 (注)1	68,902	関係会社 短期借入金	150,000
							利息の 支払 (注)2	3,000		
							業務委託契約料	360		

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当事者 と 関 係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	AP Company International Singapore Pte.Ltd.	シンガ ポール	SGD 4,500,000	飲食店 経営	(所有) 直接 100%	役員の 兼任	貸付金の 返済	29,424	関係会社 長期貸付金	150,540
							利息の 受 取 (注) 2	3,302	関係会社 立替金	51,223
							経営指導料	19,590		
							業務委託契 約料	2,050		
連結 子会社	AP Company USA Inc.	アメリカ 合衆国	USD 500,000	飲食店 経営	(所有) 直接 100%	役員の 兼任	貸付金の 返済	54,676	関係会社 長期貸付金	286,956
							利息の 受 取 (注) 2	6,419	関係会社 立替金	161,982
							経営指導料	12,050		
							業務委託契 約料	1,370		

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当事者 と の 関 係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	(株) 塚 田 農 場 プ ラ ス	東京都 港区	20,000 千円	宅配弁当の 販売	(所有) 直接 100%	役員の 兼任	債 務 保 証 (注) 1	26,840	関係会社 立替金	19,697
							経営指導料	18,020		
							業務委託契 約料	44,050		
連結 子会社	(株)新得ファーム	北海道 上川郡	3,000 千円	地鶏の飼育 加工、販売	(所有) 直接 100%	役員の 兼任	利息の 受 取 (注) 2	1,880	関係会社 長期貸付金	94,000
									関係会社 立替金	170,507
連結 子会社	(株)AP B.CUE	東京都 港区	10千円	飲食店 経営	(所有) 間接 100%	役員の 兼任	経営指導料	24,860	関係会社 立替金	577,052
							業務委託契 約料	47,420		
							資産転貸借 料	22,577		
連結 子会社	(株)AP Restory	東京都 港区	10千円	飲食店 経営	(所有) 間接 100%	役員の 兼任	経営指導料	30,340	関係会社 立替金	493,860
							業務委託契 約料	30,480		
							資産転貸借 料	25,000		
連結 子会社	(株) AP ス タ ン ディングフーズ	東京都 港区	5,000 千円	飲食店 経営	(所有) 間接 100%	役員の 兼任	利息の 受 取 (注) 2	1,700	関係会社 長期貸付金	85,000
							経営指導料	23,210	関係会社 立替金	244,554
							業務委託契 約料	13,570		

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当事者 と 関 係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	(株)リアルティスト	東京都 港区	10,000 千円	飲食店 経営	(所有) 間接 100%	役員の 兼任	債 務 保 証 (注) 1	83,984	関係会社 立替金	9,028
							資産転貸借 料	266		
							経営指導料	31,550		
							業務委託契 約料	47,420		
連結 子会社	(株)カゴシマバンズ	鹿児島県 霧島市	31,500 千円	地鶏の飼育 加工、販売	(所有) 直接 49.25% 間接 25.0%	役員の 兼任	債 務 保 証 (注) 1	21,597	関係会社 立替金	4,769
							業務委託契 約料	360		
連結 子会社	AP Place Hong Kong Co., LTD.	香港	14.7千 HKD	飲食店 経営	(所有) 直接 100%	役員の 兼任	利息の 受 取 (注) 2	1,620	関係会社 長期貸付金	50,000
							経営指導料	52,550	関係会社 短期貸付金	31,000
							業務委託契 約料	3,400	関係会社 立替金	134,736
連結 子会社	PT.APC International Indonesia	インドネ シア	12,969 百万 IDR	飲食店 経営	(所有) 直接 5.0% 間接 95.0%	役員の 兼任	利息の 受 取 (注) 2	797	関係会社 長期貸付金	39,223
							経営指導料	11,920	関係会社 立替金	52,723
							業務委託契 約料	2,050		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 金融機関からの借入について債務保証を行ったものであります。

なお、保証料の受取は行っておりません。

2. 貸付及び借入金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務委託料及び資産の転貸借料となります。経営指導料、業務委託料及び資産の転貸借料においては、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △103円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △125円23銭 |

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純損失	△1,300,186千円
普通株主に帰属しない金額	12,999千円
普通株式に係る当期純損失	△1,313,186千円
普通株式の期中平均株式	10,485千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 梶 原 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エー・ピーホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	相 馬 裕 晃
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	梶 原 大 輔
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エー・ピーホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、一部WEB会議システムを活用した重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社エー・ピーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	姫 野 彰 ㊞
監 査 等 委 員	田 路 至 弘 ㊞
監 査 等 委 員	福 山 将 史 ㊞

(注) 監査等委員 姫野彰、監査等委員 田路至弘及び監査等委員 福山将史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階大ホール
東京都新宿区市谷八幡町8番地 連絡先03-5227-6911

交 通

J	R	① 中央・総武線「市ヶ谷」駅から	徒歩約3分
都営地下鉄		② 新宿線「市ヶ谷」駅 4番出口から	徒歩約5分
東京メトロ		③ 有楽町線「市ヶ谷」駅 7番出口から	徒歩約1分
東京メトロ		④ 南北線「市ヶ谷」駅 7番出口から	徒歩約1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお飲み物及びお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。